

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和4年9月16日（金）15時00分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
小西係長、塩唐松係員、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当6名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備の設置）について、資料に基づき以下の説明があった。

- 過去の指摘事項への回答
 - ✓ クレーンの構造強度評価等
 - ✓ 移送中の燃料集合体の落下時の被ばく線量評価結果
 - ✓ クレーン等の制御方法
 - ✓ 火災に対する対策
- 燃料取扱設備の耐震性についての計算方法及び結果
- 燃料取扱設備に使用する材料について
- 走行台車高さ方向の影響確認について
- 2022年3月16日福島県沖地震の影響確認について
- 姿勢保持に関する評価について
- 燃料取扱設備の耐震性について

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について以下の事項を指摘するとともに、過去に指摘した他の事項についても準備ができ次第回答するよう伝えた。

- 過去の指摘事項への回答
 - ✓ ブームの旋回による燃料集合体の角度の変化を燃料把握機で回転制御することについて、手順に明記すること。
 - ✓ 移送操作中の燃料集合体の落下時の評価について、評価条件を変えた複数の評価結果が示されているが、申請ケースや参考評価等の区別を明確にすること。
 - ✓ クレーン等の誤操作防止の為にダブルアクションやインターロックについて、詳細に記載すること。
- 燃料取扱設備の耐震性についての計算方法及び結果
 - ✓ 起伏等の駆動機構であるシリンダーについても、地震時に作用する力に対して問題が無いことを確認すること。
 - ✓ 走行台車の固有周期（103Pの2.1.3）を求める計算式について、搭載物であるクレーン等の振動影響を考慮した場合、当該式の適用が適切かどうか確認すること。
- 燃料取扱設備に使用する材料について
 - ✓ 規格も無くカタログも無い材料を一部使用することであるが、メー

カーの証明書等、材料強度を証明する何らかの資料を示すとともに、同様の材料を用いたクレーン及び一般産業機器等への適用実績等を調査し説明すること。

- 2022年3月16日福島県沖地震の影響確認について
 - ✓ 比較評価に用いている地震応答加速度について、拡幅しているか否か確認するとともに、拡幅の仕方について説明すること。
 - ✓ 1/2Ss450波による発生応力が第二位以降の評価ケースについても、3.16地震波による応力は包絡していることを確認すること。
- 姿勢保持に関する評価について
 - ✓ クレーンの起伏角度の地震時の保持について、ワイヤの吊荷による固有周期への影響について確認すること。

6. その他

資料：

- 2号機燃料取扱設備の設置について